鳴門市水道事業モニターに関する要綱

(設置)

第1条 鳴門市の水道事業について、水道使用者の理解を深めるとともに、意見、要望等を把握することにより、サービス向上及び効率的な水道事業運営に資することを目的として、鳴門市水道事業モニター(以下「モニター」という。)を設置する。

(活動内容)

- 第2条 モニターの活動内容は、次のとおりとする。
  - (1) 鳴門市企業局が実施する会議へ出席すること。
  - (2) 鳴門市企業局が実施するアンケート調査に協力すること。
  - (3) その他鳴門市水道事業管理者(以下「管理者」という。)が必要と認めること。 (定数)
- **第3条** モニターの定数は、15人以内とする。 (任期)
- **第4条** モニターの任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日までとする。 (モニターの資格)
- 第5条 モニターの資格要件は、次のとおりとする。
  - (1) 市内に在住し、通勤し、又は通学している者であること。
  - (2) 満18歳以上であること。
  - (3) 水道料金を滞納していないこと。

(委嘱)

**第6条** モニターは、公募その他の方法により募集することとし、応募者の中から管理者 が委嘱する。

(委嘱の取消し)

- **第7条** 管理者は、次の各号のいずれかに該当した場合は、モニターの委嘱を取り消すことができる。
  - (1) モニターから辞退の申し出があったとき。
  - (2) モニターが、第5条各号のいずれかに該当しなくなったとき。
  - (3) その他管理者が必要と認めたとき。

(記念品)

**第8条** モニターに、その活動実績に応じて記念品を贈呈するものとする。 (庶務)

第9条 モニターに関する庶務は、企業局水道企画課において処理する。 (季任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が定める。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。